所管部 (局)・課 有明海再生・環境課

法 令 名	佐賀県環境の保全と創造に関する条例	法令の番号	平成14年佐賀県条例48号		
不利益処分の種類	特定施設(ばい煙等)に係る計画変更命令・計画廃止命	根拠条項	第12条		
	令				

(1) 処分を行う場合

特定施設の設置の届出、又は構造の変更等の届出があった場合で、その届出に係る特定施設が、ばい煙等(*)の量等が規制基準に適合しないと認めるときに、届出を受理した日から60日以内に限り処分を行う。

* ばい煙等:ばい煙、粉じん、汚水及び廃液

分 (2) 処分の内容、程度

届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙等の防止若しくは処理の方法に関する計画の変更(特定施設の構造等の変更の届出に係る計画の廃止を含む。)又は特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずる。

潍

基

処

†応 1 弁明の機会の付与	処理	保健福祉事務所	交付	保健福祉事務所	目次	
区分 2 聴聞の実施	機関		機関		ΝO	